

(表2) 児童扶養手当の所得制限限度額

単位：円

扶養親族の数	令和4年度(令和3年中)所得・収入の所得制限限度額 *()内は給与所得者の場合、所得額に対応する収入金額			
	請求者本人		扶養義務者、配偶者および孤児等の養育者	
	全部支給	一部支給	扶養親族数	
0人	490,000円 (1,220,000円)	1,920,000円 (3,114,000円)	0人	2,360,000円 (3,725,000円)
1人	870,000円 (1,600,000円)	2,300,000円 (3,650,000円)	1人	2,740,000円 (4,200,000円)
2人	1,250,000円 (2,157,000円)	2,680,000円 (4,125,000円)	2人	3,120,000円 (4,675,000円)
3人以上	以下380,000円ずつ加算(所得)			

限度額に加算されるもの 扶養義務者…同居している受給者の父母・兄弟・姉妹・祖父母・18歳以上の子

【申請者本人】 ①同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 10万円

②特定扶養親族(16歳以上23歳未満の者)1人につき 15万円

【扶養義務者等】 老人扶養親族1人につき6万円(ただし、扶養親族等がすべて老人扶養親族の場合は、1人を除く。)

所得額の計算方法

所得額 = 年間収入額 - 必要経費 (給料所得控除額) - 80,000円 (社会保険料相当額)

一下記の諸控除 + 前年に受け取った養育費の80%

控除額	寡婦(夫)控除(一般)	270,000円	寡婦控除特別加算	350,000円
	障害者控除	270,000円	特別障害者控除	400,000円
	勤労学生控除	270,000円	医療費控除	住民税で控除された額
	配偶者特別控除	住民税で控除された額	小規模企業共済等掛金控除	住民税で控除された額

※ 寡婦・寡夫控除(一般)、寡婦控除(特別)については、受給資格者が児童の母または父の場合は控除対象となりません。